



平成 28 年 3 月 17 日

各 位

日本マクドナルドホールディングス株式会社
代表取締役社長 サラ・L・カサノバ
(コード番号：2702 JASDAQ)
問い合わせ先：
財務本部コーポレートアカウントिंग部部長 吉田 修子
T E L 03-6911-6000

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 45 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、責任限定契約を締結できる役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても責任限定契約が締結できるよう、現行定款第 23 条(取締役の責任免除)および第 35 条(監査役の責任免除)に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第23条(取締役の責任免除) 1. (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、法令に定める要件に該当する場合の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第23条(取締役の責任免除) 1. (現行通り) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u> との間に、法令に定める要件に該当する場合の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第35条(監査役の責任免除) 1. (条文省略)	第35条(監査役の責任免除) 1. (現行通り)

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、法令に定める要件に該当する場合の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、法令に定める要件に該当する場合の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 29 日

以上